

# ○横浜市請負工事監督事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 横浜市が発注する工事及び製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）の監督の取扱については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(監督員の任命)

第2条 工事担当部長は、監督員を任命する場合は、監督員任命簿（第1号様式）により行うものとする。

(監督員の通知)

第3条 工事担当部長は、監督員を任命したときは、監督員任命通知書（第2号様式）により請負人に通知するものとする。

(監督員指示書)

第4条 監督員は、請負人に対して必要な指示をするときは、監督員指示書（第3号様式）により行うものとする。

(工事監督記録簿)

第5条 監督員が横浜市請負工事監督事務取扱規程に基づいて行った措置及び指示事項その他は、工事監督記録簿（第4号様式）に記録するものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

# 監督員任命簿

第1号様式（第2条）

（            局）

整理 番号	決 裁 欄			総括監督員 ㊟	主任監督員 ㊟	担当監督員 ㊟	起案 年月日	工 事 名
	部 長	課 長	係 長				決裁 年月日	

（備考） 特別の必要がある場合は、様式を修正して使用することができる。ただし、修正した場合は、財政局に報告することとする。

請 負 人  
〇〇〇〇建設（株）  
取締役社長〇〇〇〇 様

横浜市 〇 〇局  
工事担当部長 〇〇 〇〇

任 命  
監 督 員 通 知 書  
変 更

任命

次の工事について、次のとおり監督員を したので契約約款第10条第1項の規定  
変更

により通知します。

工 事 名

	職 氏 名	所 属
総括監督員		
主任監督員		
担当監督員		
担当監督員		
担当監督員		

※工事の途中で監督員が替わる場合は変更の通知をする。  
（備考） 特別の必要がある場合は、様式の監督員の表を修正して使用することができる。  
ただし、修正した場合は、財政局に報告することとする。



第4号様式（第5条）

# 工 事 監 督 記 録 簿

工 事 名  
工 事 場 所  
請 負 人  
請 負 金 額

総括監督員氏名  
主任監督員氏名  
担当監督員氏名

月 日	報 告 事 項	指 示 事 項	措 置 及 び 結 果

（備考） 特別の必要がある場合は、様式を修正して使用することができる。ただし、修正した場合は、財政局に報告することとする。